

平成26年5月7日 徳野会計事務所

FΤ

FT

FΤ

FT

担当:徳野

〒530-0041 大阪市北区天神橋2-3-8 MF南森町ビル3階

TEL:06-6809-2205 FAX:06-6809-2206 URL: http://www.ft-tax.com/

◆ものづくり補助金

平成25年度補正予算、1,400億円の予算の「新ものづくり補助金」。3月14日締切の1次公募の結果が先日、 4月28日に出ました。7,396件の申請があり、その40%弱の2,916件が採択されました。弊社お客様の 株式会社コダマ様が昨年に引き続き、2年連続で採択されました!

今回の採択分で360億円分の補助金ですが、まだ1,000億の予算があります。今後、5月14日に2次締切があ りますが、7月以降にさらに追加公募があるのでは・・・という話もあります。

FT

FΤ

FT

FΤ

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FΤ

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FΤ

FT

FΤ

FT

FT

FT

FT

FT

補助金上限額は基本的には1,000万円。医療、環境、エネルギーなど特定分野への投資に関しては、上 限額が1,500万円。大きな投資をされる企業におかれましては、チャレンジされてはいかがでしょうか。 申請書を書くことでそのプロジェクトの目的も明確になるという副産物もあるように思います。

事業内容はもちろんしっかりしているのが前提ですが、申請書の書き方も大事です。採択委員会にプレゼ ンテーションの機会があるわけでもなく、申請書ですべて判断されるわけですので、やはり<u>申請書作成には</u> コツがあるようです。ご興味ある方は弊社までお問い合わせください。

◆所得拡大促進税制の改正 ~給与支給額増の要件が5%以上から2%以上に緩和~ 担当:小林

所得拡大促進税制とは、給与等支給額が一定割合増加した場合に、増加額の10%税額控除できる制度です。 ※中小企業等は法人税額の20%が控除額の限度です。

この制度は以前からありましたが、平成26年度税制改正により見直しがありました。

★改正前の要件

- ①雇用者給与等支給額(役員給与や退職手当等を除く)が前年度以上
- ②基準年度と比較して雇用者給与等支給額が5%以上増加
- ③日雇い労働者を除いた国内雇用者に対する平均給与等支給額が前年度以上
- ☆改正後の要件
- ①改正前と同じ
- ②基準年度と比較して雇用者給与等支給額が2%以上増加(平成27年4月1日前開始事業適用年度 ※年度によって異なります)
- ③継続雇用者(国内雇用者のうち一定の雇用保険一般被保険者)に対する平均給与等支給額が前年度を上回る

※③の改正により、適用年度の新規採用者や前事業年度退職者の給与は、比較計算に入れないこととなります。

この改正は、平成26年4月1日以後に終了する適用年度から適用され、平成30年3月31日開始事業年度までです。

要件が緩和され、従業員への給与支給額を増やされた場合、税額控除を受けられるチャンスが広がりましたのでご留意ください。

SNSでのトラスルを防ぐには

皆さんご存知のようにツイッターやフェイスブック、ミクシィなど交流サイト(SNS)がいま流行しています。

SNSは、インターネットの専門的な知識がなくても、パソコンや携帯電話などから気軽に自分の言葉を発信できるのが大きな魅力ですが、 その半面、思慮に欠ける内容を安易に発信してしまい、トラブルを引き起こすケースも増えています。

SNSの利用で気をつけたいこととしては以下の5点が挙げられます。

- ・書き込んだ内容を**不特定多数の人が見ることを意識**しましょう。
- ・他人のプライバシーを暴露するような情報の書き込みは厳禁です。
- ・仕事関連の情報を書き込むときには、企業秘密を漏らさないように注意しましょう。
- ・SNSによっては登録時に必要な情報が異なることを知っておきましょう。
- ・ネット上でも、実社会での人付き合いと同じような気遣いが必要です。

また最近、従業員がいたずらでSNSに投稿した写真が炎上し企業の評判が落ちたり、場合によっては公式な謝罪をするケースも増加していま すが、そんな状況でも新入社員のSNS利用について対策をとっていない企業が73%あったそうです(2014年1月24日・マイナビ調べ)。

一方で、書いてはいけない文例を提示して利用基準を設けたり、雇用契約や就業規則などでSNS利用による損害賠償責任が従業員などに生 じるリスクなどをうたったりしている企業もあるようです。

便利に楽しく有益なツールとしてSNSを利用するためにも皆さんも一度会社においての利用基準について考えてみてはいかがでしょうか。



FT FT FT

FT

担当:北岡

FT FT

FT

FT

FT

FT FT

> FT FT

FΤ

FT

FΤ

FΤ

FT

FΤ

FTFΤ

FT

FΤ

FT

FΤ

FΤ

FΤ

FΤ

FT

FΤ

FΤ

FΤ

FΤ

FΤ

FT

FT

FΤ

FΤ

FΤ

FΤ

FΤ

FΤ

FΤ

FΤ

FΤ

FT

FT

FT

FΤ

FT

FΤ

FT

FΤ

FΤ

V 1/3/3/4/7 = 10(D13)					
	申告·納税関係	その他			
12日(月)	・4月分の源泉所得税・住民税の納付	・住民税の特別徴収税額の通知			
124(7)		6月分より住民税徴収税額が変更になります。			
	・法人税・消費税の確定申告・納税≪3月決算≫	・自動車税の納付			
	・法人税・消費税の予定申告・納税≪9月決算≫	・軽自動車税の納付			
	・消費税の3ケ月ごとの中間申告≪6月・9月・12月≫	・4月分社会保険料の納付			

担当: 廣島

FT

FΤ

FT

FΤ

FT

FT

FΤ

FT

FΤ

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FΤ

FΤ

FT

FT

FT

FΤ

FT

FΤ

FT

FT

FT

FT

FΤ

FΤ

FΤ

FΤ

FT

FT

FΤ

FΤ

FΤ

FT

FT

FT

FΤ

FΤ

FT

FΤ

FΤ

FΤ

FT

5月末日頃に、「労働保険料申告書」が お手元に届く予定です。

申告・納付期間は

6月2日(月)~7月10日(木)です。

期限内のお手続き、

納付をよろしくお願いいたします。

◆入力後の仕訳 消費税率 ご注意ください! 担当: 岡村 🚱



消費税率8%のスタートに伴い、4月1日以降の仕訳については「税率8%」と 登録されます。

弥生会計の入力ついて、以下の点をご注意ください。

3月31日以前の「振替伝票(税率5%)」を複写して4月1日以降の入力をされる 場合、4月1日以降の日付に変更しても消費税率は5%のまま登録されます。 ですが、3月31日以前の「仕訳(税率5%)」を複写して4月1日以降の入力を した場合は、入力日付より自動的に税率8%に変更されます。

当面はご面倒ですが、入力済みの内容を必ずご確認していただき、 消費税率が5%か8%かをチェックしていただきますようお願いいたします。

相手勘定科目	摘要			収入金額
相手補助科目	補助科目	相手税区分	税区分	消費税額
相手部門	部門			
支払手数料				
		課税対応仕入8· 外税		
		課税対応仕入8%	51	
		課税対応仕入5%	51	
		課稅対応仕入返還8%	52	
		課税対応仕入返還5%	52	
		非課税対応仕入8%	53	
		非課税対応仕入5%	53	
		非課税対応仕入返還8%	54	=
		非課税対応仕入返還5%	54	=
		共通対応仕入8%	55	
		共通対応仕入5%	55	
		共通対応仕入返還8%	56	
		共通対応仕入返還5%	56	
		課税対応輸入本体6.3%	61	+

◆ 小さな幸せ ほんとうの幸せ

この世の中に二つのタイプの人間がいます

その一つは 大きな幸せの中にいながら その中の小さな不幸せのみを見つめて いつもブツブツ言いながら 不幸せに生きている人間

もう一つは 大きな不幸せの中にいながら その中の小さな幸せだけを見つめて いつも幸せに生きている人間です

昭和の教育者で、新家庭教育協会の理事長を務め た山崎房一さんの詩です。

この世の中は幸せに満ち溢れているといわれていま す。しかし私たちは、それに気づかないのです。幸せと いうものを、ある限られた範囲で規定し考えるからで す。めがねを「幸せのめがね」に替えて、身近な小さな 幸せを見つけ、幸せな人生を歩いていきたいものです。

「仕事の記録帖」(文明出版社発行)より抜粋

弊社では毎朝朝礼で「仕事の記録帖」という冊子タイプの月刊誌 を、1日1ページ読んで各人がそれぞれ感想等を発表しています。 日々の生活の中でなんとなく忘れてしまっていることを気づかせて いただいております。

▶ スタッフより

担当:北岡

みなさんはじめまして! 北岡です!

平成26年1月27日に入社いたしました北岡忠晃と申します。 京都市出身の37歳です。

家族は妻と3歳になる息子1人です。

趣味はスポーツ観戦です。先日息子を連れて花園ラグ ビー場にラグビーを観に行きましたら訳も分からないはず なのに試合終了まで息子が興奮してたのがおもしろかっ たです。

お客様に寄り添うような税理士をめざし勉強中です。

熱い情熱をもって仕事に取り組みたいと

思いますのでよろしくお願いいたします!



担当:廣島

担当:池田



領収書などに貼る印紙が、26年4月から緩和されました。

今月は、トクちゃん新聞4月号で紹介しました、印紙税と印紙税の改正にまつわるクイズです。 おぼえていらっしゃいますか?

領収証など「金銭又は有価証券の受取書」(以下「受取書」)の額が一定額に満たない場合 には印紙税がかからず、印紙を貼る必要はありません。この一定額とは、平成26年3月31 日までは3万円ですが、平成26年4月1日以降の受け取りではいくらでしょう?

5万円

答え 平成26年4月1日から改正され、平成26年4月1日以降の受取書の金額が5万円未満の場 合、印紙を貼る必要はありません。

印紙税額は記載された金額を基に決定します。受取書に消費税等の金額が記載されてい 第2同 るとき、"記載された金額"に消費税等の金額は含めない。Oか×か?

税込52,920円(本体価格49,000円)の品物の領収書を発行した場合、消費税等の額を記載 答え していれば、印紙を貼る必要はありませんが、52,920円の総額のみの表示の場合は、印紙 が必要になります。

Mykomonの事務所ニュース・徳野会計HPにもお知らせを お知らせ 掲載しております。ご興味がある方はそちらもご参照ください♪